

- I. 水俣市と国立水俣病総合研究センターとの包括的連携に関する協定の締結
- II. 水俣環境アカデミー機構(仮称)における本協定の位置づけ

水俣市

平成27年2月18日(水)

I. 水俣市と国立水俣病総合研究センターとの包括的連携に関する協定の締結

水俣における国立水俣病総合研究センターの取り組み

■医療福祉分野での貢献

- MRI及びMEG(脳磁計)の水俣市立総合医療センターとの共同利用
- 水俣病患者へのリハビリテーション

■教育分野での貢献

- 水俣病情報センターを核とした水俣病や水銀に関する情報の収集・発信
- 水俣条約会議にかかる企画・運営等による水銀に関する知識の普及啓発
- 市内中学校での出前授業の実施

■地域振興分野での貢献

- 環境学習・環境大学円卓会議の構成員としての政策形成への参画
- もやい音楽祭の企画・運営等への参画

等

協定締結の背景

平成25年4月、国水研に、地域再生・振興にかかる研究等を目的とする「地域政策研究室」が設置されたことにより、水俣地域の振興を促進するため、国水研と水俣市との連携をより強化する必要がある。

協定締結の目的

- 国水研の調査研究成果を水俣のまちづくりに活用
- 水俣環境アカデミー機構(仮)※の実現に向けた、長期的な協力関係の構築

※詳細は後述(II.)

包括的連携に関する協定書の概要

水俣市

少子高齢化・過疎化等による地域社会・経済・環境の疲弊が顕在化している中で、革新的かつ効果的なまちづくりの推進を目指す。

国立水俣病総合研究センター

水俣市内にある国立のシンクタンクとして、その知識や経験を活かし、地域の福祉の向上を目指す。



人的・物的・知的資源の交流・活用による、未来思考のまちづくりを推進。

包括連携協定の締結

<協定内容>

(1)相互の人的・物的・知的資源の活用に関すること。

〈案〉担当者の交流、研究成果の活用による政策形成、高等教育・研究活動拠点施設(旧県立水俣高校商業科棟)の利用

(2)未来思考のまちづくり及び地域情報化に関すること。

〈案〉地域創生に向けたフェニックスセッション等の開催、未来共創シンクタンク構想(仮)の実現、まちづくりに関するデータ等の収集・分析・応用

(3)地域政策の形成・評価・提言及び研究成果の地域への還元に関すること。

〈案〉検討会・審議会への参画、地域(行政、事業者、住民)との連携による地域課題の解決

(4)人材の育成に関すること。

〈案〉国水研と大学との連携による研究分野及び学生の受け入れ人数の拡大、市の支援の拡大、地域人材(行政、事業者、住民、小中高生)育成

(5)その他、協定の目的を達成するために必要なこと。

包括的連携に関する協定書

水俣市(以下「甲」という。)及び国立水俣病総合研究センター(以下「乙」という。)は、水俣病被害地域の地域創生に向けて連携協力を推進し、第1条に掲げる目的を推進するために、水俣市議会議長を立会人として、協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、活力ある地域社会を創出するために甲及び乙の連携協力をさらに促進し、水俣市のまちづくり、医療福祉、教育等の長期的な振興・発展に相互に協力し、水俣市における未来思考のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、「未来思考」とは、既成概念や潮流にとらわれず、水俣地域の長期的な振興・発展のために、地域社会の未来像を複数想定し、様々な可能性を検討していく姿勢をいう。

(協力事項)

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために、次の事項について連携協力する。

- (1)相互の人的・物的・知的資源の活用に関すること。
- (2)未来思考のまちづくり及び地域情報化に関すること。
- (3)地域政策の形成・評価・提言及び研究成果の地域への還元に関すること。
- (4)人材の育成に関すること。
- (5)その他、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(体制)

第4条 この協定の目的を達成するため、甲及び乙は、連携協力のための体制を構築するものとする。

(情報等の管理)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく連携協力の実施に当たり、相手方から提供又は開示された情報等の資料について、善良なる管理者の注意義務をもって適切に管理しなければならない。

(協定の改廃)

第6条 この協定の改廃は、甲及び乙の合意により、書面をもって行うものとする。

(その他)

第7条 この協定書に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、甲及び乙が協議して、別に定めるものとする。

2 この協定の条項の解釈について疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して、定めるものとする。

II. 水俣環境アカデミー機構(仮称)における本協定の位置づけ

水俣環境アカデミー機構(仮称)とは

- 水俣市が整備し、運営する、産学官民連携拠点(平成28年度に旧県立水俣高校跡地に開設予定、拠点施設および運営事務局の機能を有する)を「知」の拠点として、国内外の産学官民が、有機的に連携することにより形成されるネットワーク。
- 「知」が集い、繋がり、今までにない新たな「知」を創り、発信することにより、世界の課題解決に貢献することを目指す。

水俣環境アカデミー機構(仮称)における本協定の位置づけ

- 水俣地域のニーズに応えるため、水俣環境アカデミー機構(仮称)は、地域課題解決のためのシンクタンクとしての役割も必要。

■本協定の締結により、水俣市が、まちづくりに係る研究機関としての役割も有する国立水俣病総合研究センターと市民、地元企業、大学等を結びつけ、それぞれの持つ課題を把握し、かつ、課題解決能力等を最大限活用し、「未来思考」のまちづくりを推進することにより、地域の有する課題を克服する。

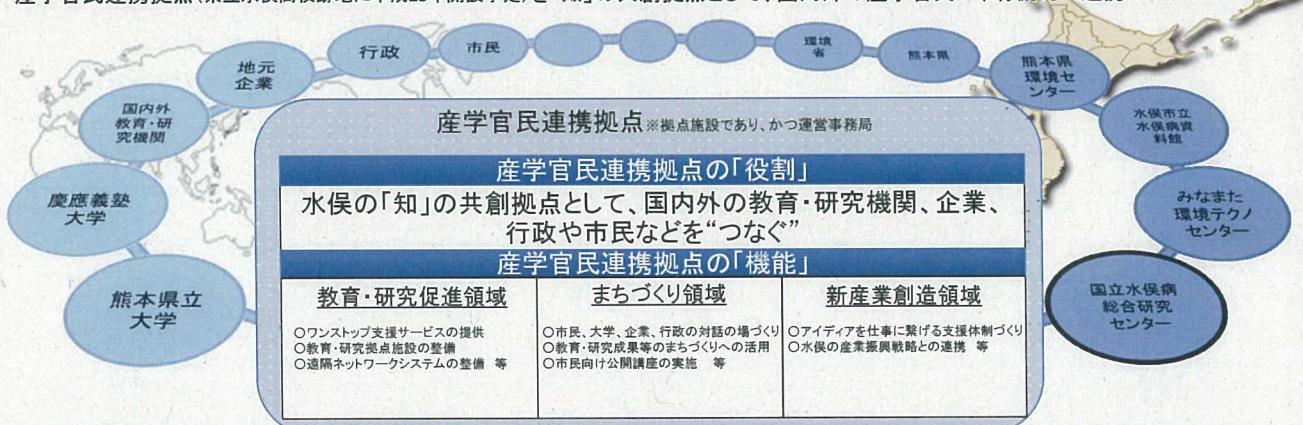
■水俣環境アカデミー機構(仮称)の役割の一つとする、「地域課題解決のためのシンクタンク機能」を実効性のあるものとする。

II. 水俣環境アカデミー機構(仮称)における本協定の位置づけ

水俣環境アカデミー機構(仮称)の概要

水俣環境アカデミー機構の全体像

産学官民連携拠点(県立水俣高校跡地に平成28年開設予定)を「知」の共創拠点として、国内外の産学官民が、有機的に連携したネットワーク



水俣環境アカデミー機構の「めざす姿」

「知」が集い、繋がり、今までにない新たな「知」を創り、発信することにより、世界の課題解決に貢献する「知」の共創集団

水俣は「世界の再生モデル・環境首都」として世界・日本・地域の課題解決に貢献する